医政発第1010005号 平成20年10月10日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局長

法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第5条第6号並びに同規則第6条 第4号及び同条第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれ ては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。

【本件担当】

厚生労働省医政局総務課

松渕、平本

電話:03-3595-2189

FAX : 03 - 3501 - 2048

I. 概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令(昭和40年政令第97号。以下「令」という。)第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会(以下、「オープン病院事業法人」という。)で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人(以下、「福祉病院事業法人」という。)で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされた(参考法令①、注1)。

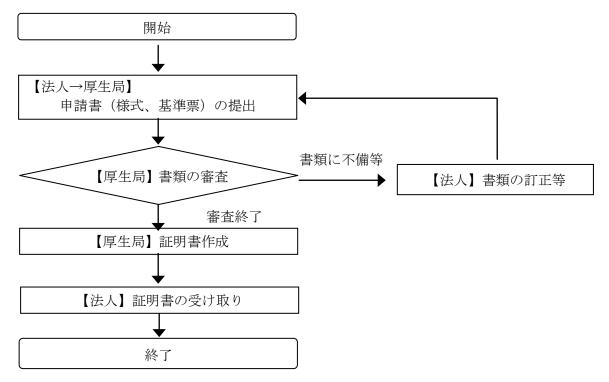
これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則(以下「規則」という。)第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており(参考法令②、注2)、その具体的内容を示す厚生労働省告示(「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成20年厚生労働省告示第297号)」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成20年厚生労働省告示第298号)」)が告示されている(参考法令③)。

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注意点等を示すものである。

- (注1) 本除外措置の適用は、収益事業課税が適用される法人税法(昭和40年法律第34号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する公益法人等(非営利型の一般社団・財団法人等)に限られるため、同条第9号に規定する普通法人に該当するものについてその適用はないことに留意すること。
- (注2) 規則第5条第6号及び第6条第7号の証明の対象は、法第2条第9号の2に規定する非営 利型法人に限ることに留意すること。

Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ

オープン病院事業法人、福祉病院事業法人のどちらも手続きの流れは下図のとおり。



Ⅲ オープン病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。
- 1. 収入要件(告示(第297号)第1号)

(全体)

- ・総括表の $\frac{ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨}{ ⑩} が 6 割を超えること。$
- ①社会保険診療に係る収入金額
 - 社会保険診療関係の収入額を記載する。
- ②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
 - ・おおむね $\mathbf{0} \times \mathbf{0}$. $1 \ge \mathbf{0}$ が成立すること。
 - ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。
- ③自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬
 - ・おおむね⑩×0. 1≥③が成立すること。
 - ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。
- ④公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬
 - ・おおむね $\mathbf{m} \times \mathbf{0}$. $1 \ge 4$ が成立すること。
 - ・当該医療機関の診療報酬規程等を確認すること。
- ⑤健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額
 - ・健康診査に係るものに限る。
 - ・診療報酬規程等を確認すること。
- ⑥健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額
 - ・診療報酬規程等を確認すること。
- ⑦臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
 - ・臨床検査センターでの収入を記載する。
- ⑧助産に係る収入金額
 - ・総括表の分娩費用の額(®)がA又はCの金額のうちいずれか低い方の金額(D)と一致すること。
- ⑨2号ロに掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額(国又は地方公共団体から他の公益法人等を経由し受け取る場合を含む)。

⑩当該法人の全収入金額

- ・全収入金額とは、法人の事業収入から、当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入、当該法人の構成員の相互扶助 を目的として共済を図る事業に係るものを除いたもの。
- ・事業収入とは、経常的な収益のうち事業活動に係る収益をいい、会費、入会金、特別収入などは含まれない。

2. 事業等要件(告示(第297号)第2号)

- ・《イに該当》又は《医師会で、p(1)~(6)の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、p(1)~(5)の内2つ以上に該当》することが必要となる。
- イ. 地域医療支援病院の開設者であること。
 - ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書を確認。
- ロ(1)学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。
 - ・法人と自治体との学校医に関する契約書等を確認。
 - ・相当数とは、当該医師会の活動範囲における学校医の延べ人数のおおむね5割とする。
- 口(2)救急医療を提供すること。
 - ・救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院又は 救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知 事によって告示されていることまたは在宅当番医制の運営受託など救急医療対策事業を実施し ていることを確認。
- ロ(3)予防接種を実施していること。
 - ・当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事に よって公告されていることを確認。
- ロ(4)特定健康診査・特定保健指導について保険者から委託を受けていること。
 - ・保険者との間に締結した委託契約書にて確認
- ロ(5)地域産業保健センター事業を実施していること。
 - ・法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書にて確認
- ロ(6)へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。
 - ・無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されて いる地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等にて確認
- ハ(1)休日に診療を行っていること。
- ・以下のいずれかの方法により確認すること。
 - ①法人と自治体との休日診療に関する契約書等を確認すること。
 - ②当該病院または診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)を確認すること。

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日(日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23

年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日並びに 1 月 3 日) を表示する診療時間とする場合にあっても、本項に該当するものであること。

ハ(2) 夜間に診療を行っていること。

- ・以下の何れかの方法により確認すること。
 - ①法人と自治体との夜間診療に関する契約書等を確認すること。
 - ②当該病院または診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)を確認すること。

ハ(3)障害者に対する診療を行っていること。

- ・以下の何れかの方法により確認すること。
 - ①法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等を確認すること。
 - ②当該病院または診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)を確認すること。

ハ(4)往診及び巡回診療を行っていること。

- ・以下の何れかの方法により確認すること。
 - ①法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等を確認すること。
 - ②当該病院または診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

ハ(5)保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等を確認すること。

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健 康診査を行う歯科医師を含むものであること。

様式1—1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地) (法人名) (法人の長) 印

証明申請書

法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

1. 要件一覧表

イ		П						<i>^</i>				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	

2. 事業収入総括表

項目	収入金額(円)	構成割合(%)
①社会保険診療		
②労災保険診療		
③自賠責		
④公害		
⑤健康増進		
⑥それ以外の健康診査		
⑦臨床検査		
⑧助産		
⑨自治体委託		
(①~⑨の合計)		
⑩事業収入合計		1 0 0

3. 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

	215	係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチ
工	ック	すること。
		準ずる額
		/推 1、ナa1 7 友豆

4.	自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬
	③に係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か、いずれか該当する項目欄の□にチ
	ェックすること。
	□ 2/44

	準する額
П	準じない額

5.	公害優	建康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬								
	(4) V	こ係る患者の診療報酬が社会保険診療に準ずる額か否か	、いずれか該当する項目欄の□にチ							
	エツク	クすること。								
		準ずる額								
		準じない額								
6	健康増	進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法	- - 第1冬に相定する健康増進事業(健							
		た	3カーネに外たする世界相延争未(姓							
			はそれ以下により計算するか否か、							
		れか該当する項目欄の□にチェックすること。								
		同一の基準による								
		同一の基準によらない								
		同の多年によりない								
7.	健康增	曽進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額								
		系る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準または	それ以下により計算するか否か。い							
,		司一の基準による								
		司一の基準によらない								
		日 グ条件によりない								
8.	臨床梅	床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額								
٠.		施設名	収入金額(円)							
		, ,,_								
		合 計								
a	助産に	こかかる収入金額								
0.	り注い	項目	値							
		自由診療のうち助産にかかる収入(社会保険診療及び	·····································							
	Α	康増進事業に係るものを除く)	円							
	В	分娩件数	件							
	С	B×50万円	円							
		A又はCの金額のうち、いずれか低い方の金額	円							

10.「次号口(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額」

	.L → A +7 (FT)
事 業 名	収入金額(円)
口(1)学校医	
口(4)特定健診特定保健指導	
合 計	

様式1-2

平成〇年〇月〇日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第5条第6号の証明

貴法人が、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第5条第6号に規定する基準に該当することを証明します。

Ⅳ. 福祉病院事業法人

- ・税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。
- ・次のいずれかに該当すること。

1. 事業等要件(規則第6条第4号)

イ、地域医療支援病院の施設の基準

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写しを確認する。
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①~⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は 当該自動車の写真及び車検証を確認する。
 - ①集中治療室
 - ②化学、細菌及び病理の検査施設
 - ③病理解剖室
 - ④研究室
 - ⑤講義室
 - ⑥図書室
 - ⑦医薬品情報管理室
 - ⑧救急用又は患者輸送用自動車

口. 実地修練、臨床研修

- ①から③のいずれかに該当すること。
 - ①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
 - →附属病院であることを確認する。
 - ②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院
 - →厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。
 - ③臨床研修病院としての指定を受けている病院
 - →厚生労働大臣の指定書の写しを確認する。

ハ. 保健師養成所等、医師等の再教育

次のどちらかに該当すること

- ①保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床 検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。
- →「厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書」を確認する。
- ②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導 医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。
- →「診療科毎の指導医の名簿及び各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」を確認する。

二. 生活保護法の医療扶助

- ・ $\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。
 - A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
 - B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数
 - C. 患者総数
 - ※ 患者数はすべて延べ数とする。
- 必要書類
 - ①「法人の診療報酬について規定した書類」、②「申請に係る年度中におけるA~Cの実績数」

ホ、社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

- ・ $\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。
 - A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
 - B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を10%以上減額した患者数
 - C. 患者総数
 - ※ 患者数はすべて延べ数とする。
- 必要書類
 - ①「社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書」、②「申請に係る年度中におけるA~Cの実績数を記載した書類」

2. 収入要件(規則第6条第7号、告示第298号)

- (1)全体
 - 総括表の ①+②+③が8割を超えること。
- (2)社会保険診療に係る収入金額。
- 社会保険診療関係の収入額を記載する。
- (3)労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬の場合に限る。)
- ・おおむね $\mathbf{0} \times \mathbf{0}$. $1 \ge 2$ が成立すること。
- ・当該医療機関の診療報酬規程を確認すること。
- (4)健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額
- ・健康診査に係るものに限る。
- ・診療報酬規程を確認すること。
- (5)全収入金額
- ・当該法人の事業収入を記入する。

様式2—1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地) (法人名) (法人の長) 印

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を 求めます。

1. 要件一覧表

イ	П	ハ	=	ホ

2. 口(実地修練、臨床研修)

チェック欄	該 当 病 院						
	①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院						
	②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院						
	③臨床研修病院としての指定を受けている病院						

3. 二(生活保護法の医療扶助)

項目					内	容				
算定期間	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	月		
A(生活保護法第15										
条又は第16条に規									Į.	į.
定する扶助に係る診)	
療を受けた患者数)										
B(無料又は診療報酬										
(入院時食事療養費									j	Į.
を含む。) を10%以									,	
上減額した患者数)										
C (患者総数)									J	
実施率(A+B)									9/	6

②について、

- 1. 「実施率」欄は、 $A \ge B$ の和をCで除した数に 100 を乗じて小数点以下第1位(第2位以下は切り捨て)まで記入すること。
- 2. 患者数は全て延べ数。
- 3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA~Cそれぞれの合計欄の数を本表A~Cに記入すること。
- 4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

二 別表(医療機関毎の患者数)

医療機関名	A (生活保護法第 15条又は第16 条に規定する扶助 に係る診療を受け た患者数)	B (無料又は診療報酬 (入院時食事療養費を 含む。)を10%以上減 額した患者数)	C(患者総数)
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
計	人	人	人

4. ホ 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業

項目				内	容				
算定期間	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	月	
A(生活保護法第15									
条又は第16条に規									,
定する扶助に係る診									人
療を受けた患者数)									
B(無料又は診療報酬									
(入院時食事療養費									Į.
を含む。)を10%以									人
上減額した患者数)									
C (患者総数)									人
実施率(A+B)									%

- 1. 「実施率」欄は、 $A \ge B$ の和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位(第2位以下は切り捨て)まで記入すること。
- 2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
- 3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
- 4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
- 5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

5. 収入総括表

区 分	収入金額	割合
①社会保険診療	円	%
②労災保険診療	円	%
③健康診査	円	%
④計		

6. 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が、社会保険診療と同一の基準により計算するまたは少額(全収入金額のおおむね100分の10以下)か否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- □ 同一の基準による
- □ 同一の基準によらない

7. 健康診査

健康診査に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該 当する項目欄の口にチェックすること。

- □ 同一の基準による
- □ 同一の基準によらない

平成〇年〇月〇日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の証明

貴法人について、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第4号及 び第7号に規定する基準に該当することを証明します。

【参考法令①】

法人税法施行令(昭和40年政令第97号)(抄)

(収益事業の範囲)

第5条 法第2条第13号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

 $1 \sim 28$ (略)

29 医療保健業(財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの

イ~ヲ (略)

ワ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第2に掲げる一般社 団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診 療所が当該地域内のすべての医師又は歯科医師の利用に供されることとなつており、かつ、その 診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健 業

カ・ヨ (略)

タ イからョまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

30~34 (略)

【参考法令②】

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)(抄)

(医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)

- 第5条 令第5条第1項第29号ワ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(公益社団法人にあつては、第1号から第5号までに掲げる要件)とする。
 - 1 1又は2以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区(旧東京都制(昭和18年法律第89号)第140条第2項(区の区域等)に規定する従来の東京市の区を含む。)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項(指定都市の事務)に規定する指定都市の区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第2に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会(以下この条において「医師会法人等」という。)で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等(当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第3号及び第4号において同じ。)の大部分を会員としているものであること。
 - 2 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその 残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該医師会法人等と類似の目的を有する他の公益法人等 に帰属する旨の定めがあること。
 - 3 医師会法人等の開設するすべての病院又は診療所(専ら臨床検査をその業務とするものを含む。 次号において「病院等」という。)が、当該事業年度を通じて、地域医師等のすべての者の利用に 供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。
 - 4 医師会法人等の開設するすべての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者(当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。)に対して専ら行われていること。
 - 5 医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第85条第2項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第85条の2第2項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であること。
 - 6 医師会法人等の行う事業が、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資するものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)

第6条 令第5条第1項第29号タ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第1号から第6号ま

でに掲げる要件)とする。

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 公益法人等が、当該事業年度を通じて、次のイからハまでに掲げる事項のうちいずれかの事項 及びニに掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明を 受けているものであること。
 - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第22条第1号及び第4号から第9号まで(地域医療支援病院の施設の基準)に掲げる施設のすべてを有していること。
 - ロ 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第2号(医師国家試験の受験資格)若しくは歯科医師法(昭和23年法律第202号)第11条第2号(歯科医師国家試験の受験資格)に規定する実地修練又は医師法第16条の2第1項(臨床研修)に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。
- ハ 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学及び旧専門学校令(明治36年勅令第61号)の規定による専門学校を含む。)の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師若しくは歯科医師の再教育(再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。)を行つていること。
- 二 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条(医療扶助)若しくは第16条(出産扶助)に 規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第76条第2項の規定により算 定される額及び同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同 法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の10分の1に相 当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10分の1以 上であること。
- ホ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 69 条第 1 項 (第 2 種社会福祉事業開始の届出) の規 定により同法第 2 条第 3 項第 9 号 (無料又は低額な料金による診療事業) に掲げる事業を行う旨 の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従つて当該事業を行つていること。

 $5 \sim 6$ (略)

7 公益法人等の行う事業が公的に運営されるものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

【参考法令③】

厚生労働省告示第 297 号

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第5条第6号の規定に基づき、法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成20年12月1日から適用する。 平成20年4月30日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号。以下「規則」という。)第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

1 事業について、社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく給付に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康が高る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)並びに次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業(当該基準に関する事業を除く。)に係る収入金額の合計金額が、当該法人の全収入金額(当該法人が開設又は運営を受託する保健師

養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除く。)の100分の60を超えること。

- 2 次のいずれかに該当する法人が行う規則第5条第6号の事業であること。
 - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。
 - ロ 次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に規定する医師会であること。
 - (1) 主たる事務所の所在する都道府県(以下「所在都道府県」という。)又は所在都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に設置されている学校における学校保健法(昭和33年法律第56号)第16条第1項に規定する学校医の相当数が当該医師会の会員である医師であること。
 - (2) 所在都道府県等(所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。)において医療法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療を提供すること。
 - (3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を実施していること。
 - (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する特定健康 診査又は同法第24条に規定する特定保健指導の実施について、同法第7条第2項に規定す る保険者(所在都道府県等における保険者に限る。)から委託を受けていること。
 - (5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第15条の2 第2項に規定する地域産業保健センター事業を実施していること。
 - (6) 当該医師会の会員である医師が、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域において、巡回診療又は健康診査を実施していること。
 - ハ その開設する病院又は診療所が、次のいずれか2以上の事項に該当する規則第5条第1号に 規定する歯科医師会であること。
 - (1) 休日(当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。) に診療を行っていること。
 - (2) 夜間(午後6時から翌日の午前8時までの間(休日を除く。)をいう。)に診療を行っていること。
 - (3) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第2条に規定する障害者に対する診療を行っていること。
 - (4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。
 - (5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号) 第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

〇厚生労働省告示第 298 号

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第7号の規定に基づき、法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のとおり定め、平成20年12月1日から適用する。 平成20年4月30日

厚生労働大臣 舛添 要一

法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準

法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく給付に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えることとする。